

川崎市市民館条例の一部を改正する条例の制定について（案）

川崎市市民館条例（昭和47年川崎市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第11条関係）

種 別			金 額			
			午 前	午 後	夜 間	全 日
			9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時
ホ ー ル	大ホール	中原	4,070円	6,050円	10,010円	20,130円
		幸 高津 宮前 多摩 麻生	7,260円	9,680円	16,720円	33,660円
	リハーサル 室	幸 高津	550円	1,210円	1,650円	3,410円
		多摩	1,100円	2,420円	3,300円	6,820円
種 別			9時～12時	1時～5時	5時30分～ 9時	9時～9時
会 議 室	大会議室	幸 高津 宮前 多摩 麻生	3,850円	5,390円	6,930円	16,170円
	第1会議室	幸	2,090円	2,640円	3,410円	8,140円
		多摩 麻生	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円
		中原 高津 宮前	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円
	第2会議室	宮前	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円

		幸 中原 高津 麻生	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円
		多摩	880円	990円	1,320円	3,190円
	第3会議室	高津	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円
		幸 中原 宮前 麻生	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円
		多摩	880円	990円	1,320円	3,190円
	第4会議室	幸 中原 多摩	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円
		宮前	2,090円	2,640円	3,410円	8,140円
		高津 麻生	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円
	第5会議室	高津	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円
		中原 多摩	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円
	第6会議室	中原 高津	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円
		多摩	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円
	集会室	菅生	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円
		岡上	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円
教養室	音楽室	幸 中原	2,090円	2,640円	3,410円	8,140円
	第1音楽室	高津	2,090円	2,640円	3,410円	8,140円
	第2音楽室	高津	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円

和室	幸 中原 高津 宮前 多摩 麻生	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円
	日吉 橘	660円	770円	1,100円	2,530円
	菅生	880円	990円	1,320円	3,190円
料理室	幸 中原 高津 宮前 多摩 麻生	2,090円	2,640円	3,410円	8,140円
実習室	幸 中原 高津 宮前 多摩 麻生	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円
	日吉 橘	880円	990円	1,320円	3,190円
視聴覚室	中原 高津 宮前 多摩 麻生	2,090円	2,640円	3,410円	8,140円
学習室	菅生	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円
	岡上	880円	990円	1,320円	3,190円
第1学習室	多摩	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円
	日吉	880円	990円	1,320円	3,190円
	橘	660円	770円	1,100円	2,530円
第2学習室	多摩	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円
	日吉 橘	880円	990円	1,320円	3,190円

第3学習室	日吉	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円
	橘	880円	990円	1,320円	3,190円
第4学習室	日吉 橘	880円	990円	1,320円	3,190円
茶華道室	岡上	880円	990円	1,320円	3,190円
体育室	中原 高津 麻生	440円	770円	1,320円	2,530円
	幸 宮前 多摩	330円	550円	1,100円	1,980円
	岡上	220円	330円	660円	1,210円

別表備考第2項に後段として次のように加える。

この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に使用許可を受けている者の当該使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

制 定 要 旨

市民館の使用料を改定するため、この条例を制定するものである。

川崎市市民館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後							改正前						
○川崎市市民館条例 昭和47年3月28日条例第38号 (第1条～第22条 略)							○川崎市市民館条例 昭和47年3月28日条例第38号 (第1条～第22条 略)						
別表（第11条関係）							別表（第11条関係）						
種別			金額				種別			金額			
			午前	午後	夜間	全日				午前	午後	夜間	全日
			9時～11時 30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時				9時～11時 30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時
ホ ル	大 ホ ル	中原	<u>4,070円</u>	<u>6,050円</u>	<u>10,010円</u>	<u>20,130円</u>	ホ ル	大 ホ ル	中原	<u>3,700円</u>	<u>5,500円</u>	<u>9,100円</u>	<u>18,300円</u>
		幸	<u>7,260円</u>	<u>9,680円</u>	<u>16,720円</u>	<u>33,660円</u>			幸	<u>6,600円</u>	<u>8,800円</u>	<u>15,200円</u>	<u>30,600円</u>
		高津							高津				
		宮前 多摩 麻生							宮前 多摩 麻生				
	リ ハ ー サ ル 室	幸	<u>550円</u>	<u>1,210円</u>	<u>1,650円</u>	<u>3,410円</u>	リ ハ ー サ ル 室	幸	<u>500円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,500円</u>	<u>3,100円</u>	
		高津 多摩	<u>1,100円</u>	<u>2,420円</u>	<u>3,300円</u>	<u>6,820円</u>		高津 多摩	<u>1,000円</u>	<u>2,200円</u>	<u>3,000円</u>	<u>6,200円</u>	
種別			9時～12時	1時～5時	5時30分～ 9時	9時～9時	種別			9時～12時	1時～5時	5時30分～ 9時	9時～9時
会 議 室	大 会 議 室	幸 高津 宮前 多摩 麻生	<u>3,850円</u>	<u>5,390円</u>	<u>6,930円</u>	<u>16,170円</u>	会 議 室	大 会 議 室	幸 高津 宮前 多摩 麻生	<u>3,500円</u>	<u>4,900円</u>	<u>6,300円</u>	<u>14,700円</u>

改正後							改正前							
教養室	第6会議室	中原高津	<u>1,760円</u>	<u>2,090円</u>	<u>2,750円</u>	<u>6,600円</u>	第6会議室	中原高津	<u>1,600円</u>	<u>1,900円</u>	<u>2,500円</u>	<u>6,000円</u>		
		多摩	<u>1,210円</u>	<u>1,760円</u>	<u>2,200円</u>	<u>5,170円</u>		多摩	<u>1,100円</u>	<u>1,600円</u>	<u>2,000円</u>	<u>4,700円</u>		
		集会室	菅生	<u>1,760円</u>	<u>2,090円</u>	<u>2,750円</u>		<u>6,600円</u>	集会室	菅生	<u>1,600円</u>	<u>1,900円</u>	<u>2,500円</u>	<u>6,000円</u>
			岡上	<u>1,210円</u>	<u>1,760円</u>	<u>2,200円</u>		<u>5,170円</u>		岡上	<u>1,100円</u>	<u>1,600円</u>	<u>2,000円</u>	<u>4,700円</u>
	音楽室	幸中原	<u>2,090円</u>	<u>2,640円</u>	<u>3,410円</u>	<u>8,140円</u>	音楽室	幸中原	<u>1,900円</u>	<u>2,400円</u>	<u>3,100円</u>	<u>7,400円</u>		
	第1音楽室	高津	<u>2,090円</u>	<u>2,640円</u>	<u>3,410円</u>	<u>8,140円</u>	第1音楽室	高津	<u>1,900円</u>	<u>2,400円</u>	<u>3,100円</u>	<u>7,400円</u>		
	第2音楽室	高津	<u>1,760円</u>	<u>2,090円</u>	<u>2,750円</u>	<u>6,600円</u>	第2音楽室	高津	<u>1,600円</u>	<u>1,900円</u>	<u>2,500円</u>	<u>6,000円</u>		
	和室	幸中原高津宮前多摩麻生		<u>1,760円</u>	<u>2,090円</u>	<u>2,750円</u>	<u>6,600円</u>	和室	幸中原高津宮前多摩麻生		<u>1,600円</u>	<u>1,900円</u>	<u>2,500円</u>	<u>6,000円</u>
			日吉橘	<u>660円</u>	<u>770円</u>	<u>1,100円</u>	<u>2,530円</u>			日吉橘	<u>600円</u>	<u>700円</u>	<u>1,000円</u>	<u>2,300円</u>
		菅生	<u>880円</u>	<u>990円</u>	<u>1,320円</u>	<u>3,190円</u>	菅生		<u>800円</u>	<u>900円</u>	<u>1,200円</u>	<u>2,900円</u>		
	料理室	幸中原高津宮前多摩麻生	<u>2,090円</u>	<u>2,640円</u>	<u>3,410円</u>	<u>8,140円</u>	料理室	幸中原高津宮前多摩麻生	<u>1,900円</u>	<u>2,400円</u>	<u>3,100円</u>	<u>7,400円</u>		
	実習室	幸	<u>1,760円</u>	<u>2,090円</u>	<u>2,750円</u>	<u>6,600円</u>	実習室	幸	<u>1,600円</u>	<u>1,900円</u>	<u>2,500円</u>	<u>6,000円</u>		

改正後							改正前							
		中原 高津 宮前 多摩 麻生							中原 高津 宮前 多摩 麻生					
		日吉 橘	<u>880円</u>	<u>990円</u>	<u>1,320円</u>	<u>3,190円</u>			日吉 橘	<u>800円</u>	<u>900円</u>	<u>1,200円</u>	<u>2,900円</u>	
	視聴覚 室	中原 高津 宮前 多摩 麻生	<u>2,090円</u>	<u>2,640円</u>	<u>3,410円</u>	<u>8,140円</u>			視聴覚 室	中原 高津 宮前 多摩 麻生	<u>1,900円</u>	<u>2,400円</u>	<u>3,100円</u>	<u>7,400円</u>
	学習室	菅生	<u>1,210円</u>	<u>1,760円</u>	<u>2,200円</u>	<u>5,170円</u>			学習室	菅生	<u>1,100円</u>	<u>1,600円</u>	<u>2,000円</u>	<u>4,700円</u>
		岡上	<u>880円</u>	<u>990円</u>	<u>1,320円</u>	<u>3,190円</u>				岡上	<u>800円</u>	<u>900円</u>	<u>1,200円</u>	<u>2,900円</u>
	第1学 習室	多摩	<u>1,210円</u>	<u>1,760円</u>	<u>2,200円</u>	<u>5,170円</u>			第1学 習室	多摩	<u>1,100円</u>	<u>1,600円</u>	<u>2,000円</u>	<u>4,700円</u>
		日吉 橘	<u>880円</u> <u>660円</u>	<u>990円</u> <u>770円</u>	<u>1,320円</u> <u>1,100円</u>	<u>3,190円</u> <u>2,530円</u>				日吉 橘	<u>800円</u> <u>600円</u>	<u>900円</u> <u>700円</u>	<u>1,200円</u> <u>1,000円</u>	<u>2,900円</u> <u>2,300円</u>
	第2学 習室	多摩	<u>1,210円</u>	<u>1,760円</u>	<u>2,200円</u>	<u>5,170円</u>			第2学 習室	多摩	<u>1,100円</u>	<u>1,600円</u>	<u>2,000円</u>	<u>4,700円</u>
		日吉 橘	<u>880円</u>	<u>990円</u>	<u>1,320円</u>	<u>3,190円</u>				日吉 橘	<u>800円</u>	<u>900円</u>	<u>1,200円</u>	<u>2,900円</u>
	第3学 習室	日吉	<u>1,210円</u>	<u>1,760円</u>	<u>2,200円</u>	<u>5,170円</u>			第3学 習室	日吉	<u>1,100円</u>	<u>1,600円</u>	<u>2,000円</u>	<u>4,700円</u>
		橘	<u>880円</u>	<u>990円</u>	<u>1,320円</u>	<u>3,190円</u>				橘	<u>800円</u>	<u>900円</u>	<u>1,200円</u>	<u>2,900円</u>
	第4学 習室	日吉 橘	<u>880円</u>	<u>990円</u>	<u>1,320円</u>	<u>3,190円</u>			第4学 習室	日吉 橘	<u>800円</u>	<u>900円</u>	<u>1,200円</u>	<u>2,900円</u>
	茶華道 室	岡上	<u>880円</u>	<u>990円</u>	<u>1,320円</u>	<u>3,190円</u>			茶華道 室	岡上	<u>800円</u>	<u>900円</u>	<u>1,200円</u>	<u>2,900円</u>
	体育室	中原	<u>440円</u>	<u>770円</u>	<u>1,320円</u>	<u>2,530円</u>			体育室	中原	<u>400円</u>	<u>700円</u>	<u>1,200円</u>	<u>2,300円</u>

改正後						改正前																					
	高津 麻生						高津 麻生																				
	幸 宮前 多摩	330円	550円	1,100円	1,980円		幸 宮前 多摩	300円	500円	1,000円	1,800円																
	岡上	220円	330円	660円	1,210円		岡上	200円	300円	600円	1,100円																
備考						備考																					
<p>1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に使用するとき、規定使用料の2割を増徴する。</p> <p>2 使用許可の時間を超えて使用する場合は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、その直前の使用時間区分における使用料の2割を増徴する。<u>この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>3 大ホールの使用について入場料を徴収する場合は、次表の入場料金の区分に従い、規定使用料に増徴の割合を乗じて得た額を増徴する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入場料金</th> <th>増徴の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000円未満</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>1,000円以上3,000円未満</td> <td>10割</td> </tr> <tr> <td>3,000円以上</td> <td>20割</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 大ホール(高津市民館に限る。)を見本市、商品展示会その他これらに類する催物に使用する場合は、大ホールの規定使用料の9倍相当額を増徴する。この場合において、前項の規定は適用しない。</p> <p>5 その他設備の使用料については、委員会が別に定める。</p>						入場料金	増徴の割合	1,000円未満	5割	1,000円以上3,000円未満	10割	3,000円以上	20割	<p>1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に使用するとき、規定使用料の2割を増徴する。</p> <p>2 使用許可の時間を超えて使用する場合は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、その直前の使用時間区分における使用料の2割を増徴する。</p> <p>3 大ホールの使用について入場料を徴収する場合は、次表の入場料金の区分に従い、規定使用料に増徴の割合を乗じて得た額を増徴する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入場料金</th> <th>増徴の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000円未満</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>1,000円以上3,000円未満</td> <td>10割</td> </tr> <tr> <td>3,000円以上</td> <td>20割</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 大ホール(高津市民館に限る。)を見本市、商品展示会その他これらに類する催物に使用する場合は、大ホールの規定使用料の9倍相当額を増徴する。この場合において、前項の規定は適用しない。</p> <p>5 その他設備の使用料については、委員会が別に定める。</p>						入場料金	増徴の割合	1,000円未満	5割	1,000円以上3,000円未満	10割	3,000円以上	20割
入場料金	増徴の割合																										
1,000円未満	5割																										
1,000円以上3,000円未満	10割																										
3,000円以上	20割																										
入場料金	増徴の割合																										
1,000円未満	5割																										
1,000円以上3,000円未満	10割																										
3,000円以上	20割																										
(以下 略)						(以下 略)																					